

入札監理小委員会
第50回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第50回 入札監理小委員会
議事次第

日 時:平成20年8月8日(金) 18:13～19:50
場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

① 実施要項(案)の審議

- 中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務
((独)中小企業基盤整備機構)
- 公害健康被害補償業務の徴収業務 ((独)環境再生保全機構)

② その他

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

樫谷主査、渡邊副主査、逢見副主査、稲生専門委員

(中小企業基盤整備機構)

経営基盤支援部 吉川部長

総務部総務課 井上課長

経営基盤支援部人材支援調整課 佐藤課長代理

((独)環境再生保全機構)

補償業務部 折田部長

補償業務部業務課 栗山課長、杉崎課長代理、田名係長

(事務局)

佐久間事務局長、森山参事官、徳山企画官

(独立行政法人中小企業基盤整備機構関入室)

○榎谷主査 それでは、ただいまから「第50回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」、独立行政法人環境再生保全機構の「公害健康被害補償業務の徴収業務」の2件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、中小企業大学校関係の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構経営基盤支援部、吉川部長に御出席いただいておりますので、意見募集の結果やそれらを踏まえた実施要項（案）の修正点等について、20分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉川部長 それでは、吉川でございます。御説明させていただきます。

前回の審議後、パブリックコメント制度による意見募集を行いましたので、その結果などについて御説明いたします。

意見募集を求めました実施要項（案）でございますが、これまで3回にわたり入札監理小委員会で御審議いただいた結果、更に監理委員会事務局との調整結果を踏まえたものでございます。

意見募集は、当機構のホームページを通じまして平成20年7月11日金曜日から24日木曜日まで2週間の期間で行ったところ、2名から11件の御意見が寄せられました。本日は、それらの御意見を踏まえ、実施要項（案）や入札仕様書などへどう反映していくかの考え方を御説明いたします。

配付資料として、本件に寄せられました御意見と御意見に対する考え方をまとめた案に沿って、それでは20分程度で御説明させていただきます。

まず、整理番号1番でございますけれども、御意見を全部読み上げておりますと時間が足りませんので、かいつまんで御説明いたします。

大学校外の研修実施も委託業務範囲に含めたい。今回の実施要項に明記されていなかったが、大学校外の研修実施が可能かどうかを確認したいという趣旨の御意見でございます。

これに対する回答、考え方でございますが、「今回の実施要項に明記されていなかった」とのことですが、実施要項案において、「大学校施設で実施する研修」と研修業務等の対象範囲を定めています。中小企業大学校においては、施設の稼働率も重視しているため、「大学校外の研修実施」については、今回の委託業務の対象範囲には含まれておりませんという回答でございます。

事実誤認があるという回答でございます。これまで審議されてきた実施要項案において、その旨を記載している箇所を示す考えでございます。

次に、整理番号の2番でございます。民間企業、個人に対して広く門戸を開放したい。更に、5行目からでございますが、営利目的であっても民間の施設貸しと同様に行えるようにしたいという要望でございます。

これに対する答え、考え方でございますが、入札公告時に示す入札仕様書で営利目的利用を含め「利用許可の基準」を定めますという答えです。

これは、モデル事業の際でも、地域経済の活性化に資するものであれば、たとえ営利目的であったとしても施設貸しを行っているという実績がございます。勿論、例外的に子どもを泊まり込みで合宿させたいといったような御要望があった場合に、夜中に騒ぐなどして本来の研修運営への影響が危惧されるもの等につきましては、お断りしているということもございます。そういう

意味では、これにつきましても事実誤認でございます。

なお、現在、検討しております利用許可の基準では、「営利目的利用は機構と協議する」という一文を入れることとしております。考え方としましては、地域経済の活性化ですとか中小企業の振興に資するものであれば利用可能といたしますけれども、公序良俗に反するものなどについて、批判が発生するようなおそれのあるものにつきましては、ケース・バイ・ケースでこういう判断をするという考えでございます。

次に、整理番号の3番でございます。2ページ目の3行目からでございますが、弊社は市場化テストとして、平成18年10月～平成21年3月までの2年半、旭川校の運営を行っている。しかし、この期間はノウハウの蓄積という投資としての面が多分にあった。収支はある程度均衡を保てたが、民間企業として社会通念上必要な利益を確保するには至らなかったという御意見でございます。

そして、解決のための要望として、4ページを開けていただきますが、この本文に具体的に要求が載っております。①としまして、「一事業年度の上限額」を上げ、「研修委託費単価相当額」の上限額を2.5倍～3倍程度に上げる。②としましては、「一事業年度の上限額」を上げることが、国の予算編成上難しければ、「研修委託費単価相当額」の上限額を2.5倍以上にして、「研修人日数の最高実績値」の上限をその分下げる。現状のままだと、民間企業としての入札参加は考えづらい、入札実施自体が無駄に終わってしまうことを危惧するという御意見でございます。

これについての考え方、回答でございますけれども、2ページに戻りますが、御意見の研修委託費については、業務の費用対効果を重視し設定しており、今後もそれをより追求していく方向です。よって、研修委託費単価について従来の実施に要した経費（平成19年事業年度実績額）より増額することはできません。しかしながら、研修委託費の上限額を高めることは、民間事業者の入札参加意欲をより促すことにもつながると考え、実施要項案の一部を修正します。更に、仮に研修委託費の上限額を超えるような成果があった場合でも、研修の実施は可能であり、その場合の研修委託費の取り扱いについても実施要項案に原案のとおり記載していますということで、この実施要項でございますけれども、4ページに該当する部分でございますが、この趣旨に沿いまして内容を変更しております。数値的なものとして、旭川校上限額、従来の7,200万円を1億1,000万円強、直方校でしたら1億2,000万円を1億3,000万円といったようなことで数値を直しております。

この考え方でございますけれども、研修委託費につきましては、業績連動型の委託費の支払い形式を採用しております。これは、業務にインセンティブを付与するという目的と受講者1人当たりの単価をもって、業務の費用対効果を表そうとしているものですが、機構としましては、費用対効果をより追求していくことの重要性について考えを変えるつもりはございません。

ただ、御意見につきましては、これは収支がある程度均衡を保ったといいながら、社会通念上必要な利益を確保などと、これは意見者のみが知り得る情報により評価しているところもありますけれども、機構としましては、入札参加者をより増やしまして競争を促すことは大事だと考えておりますことから、上限額を最大限に、すなわち、過去3カ年間の支出実績の最高額まで拡大し、少しでも民間事業者にとって魅力的である事業となるよう配慮すべきと判断しまして当該箇所を修正いたしました。更に、仮に委託費上限額を超えるような成果があった場合でも、研修の実施は可能である旨を述べております。

次に、整理番号の4番でございます。内容としましては、施設名称上、中小企業者向けの研修

機関であるが、大企業、関係機関、組合、第1次産業者などの受講者も幅広く対象者に取り入れていきたいという内容でございます。

これに対する回答でございますけれども、機構が実施する企業向け研修については、機構法第15条第1項第2号に基づいて行う中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修と定められているため、受講対象者は中小企業者及びその従業員としました。実施要項案のとおりです。ただし、御意見の「大企業、関係機関、組合、第1次産業者」の方々を対象とした事業も、民間事業者自らの企画により実施できるところとなっております。施設の認知度向上や利用頻度の向上が目的であれば、この項目に基づいての実施が可能ですという回答です。

これにつきましては、当機構の業務でございますので、当機構の法律で定められた業務の範囲を今般の委託事業の対象範囲としていることを説明したということでございます。また、この意見者の末尾に書いてあることですが、満員に達してから初めて中小企業者を優先するといったような考え方では、そもそも機構としての業務の目的を達成できないおそれもございますので、委託対象の業務においては認めないということです。

次に、整理番号の5でございます。機構が施設利用をする場合は施設利用料はいただけないが、研修生の宿泊費をいただくという理解でよいかということで、これにつきましては、御理解のとおりです、要項にもその旨を記載しておりますという回答です。

次に、整理番号の6です。契約締結日からの新年度準備までの期間が短すぎると思われる。入札する企業としては、決定前に多大な資金投与はできないため、決定後に本格的に動くことになる。そうなった場合、12月上旬に決定しても、研修企画の期間としては短いということで、その点を踏まえての代替日程案といったようなものが提示されております。

これに対する考え方でございますが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、実施要項を定めるに当たり内閣府官民競争入札等監理委員会の議を経ることもあり、現段階では大幅な変更は困難ですが、御意見を踏まえ、可能な範囲でスケジュールの早期化に努めますという回答です。

機構といたしましては、タイトではございますけれども、実施可能な日程だと今回認識しておりましたが、このような御意見があったことにより、今後の御審議の状況次第でございますけれども、入札公告日が原案では9月上旬となっておりますのを、できれば8月下旬に繰り上げることで、最終的な契約締結日、原案の12月上旬を11月下旬に調整することぐらいは可能ではないかということで考えております。今後の審議次第でございますけれども、そういったようなことで日程の短縮に努めるということでございます。

次に、整理番号の7番でございます。原油価格の高騰や物価上昇が報道されている状況を考慮すると、それに対応する経費項目（A重油や食材、資機材等）も当然値上がりが予想されますということです。2行ほど飛ばしまして中段から、今回の民間競争入札においては、必ず「節減」することが必要であり、節減できない場合は評価対象としてはどのような取り扱いになるのでしょうかという質問でございます。

これについての考え方ですが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札の趣旨が、公共サービスの質の維持向上及び経費の節減を図る改革であるため、それを踏まえて節減を求めているものです。しかし、一方で、契約締結後、御意見のような状況に対応していくため、入札公告時に示す事業契約書案において、契約期間中の物価変動に対応する条項を定めるということです。すなわち、原則としては従来経費よりの節減を求めるということで

ございます。この従来経費とは平成19年度の実績ということでございますので、要項の12ページでございますけれども、平成19年度事業年度実績と比較して、それぞれ節減されていることといったようなことで、この原則は堅持いたします。

この場合、特に施設維持管理・運營業務委託費に影響してきますけれども、大幅に増加する費目の程度によりまして、民間事業者にとって事業運営に困難を来すおそれがございますので、かつ、民間事業者からの協議を受けて適用していくものという考えでございます。契約後の物価変動につきましては、対応が可能ということで回答いたします。

次に、整理番号の8番でございます。情報開示の量が不足しているため、詳細をもっと開示していただきたいということで、具体的に、別紙1でございますけれども、人件費という大枠のくりではなく、運営、企画、事務などの項目別に分けて開示いただきたい。また、別紙2としましては、旭川校でございますけれども、スタッフの人数が全部で21名前後と認識しているが、別紙2の17年度の計算方法では11.56人になっているという御意見でございます。

これについての考え方でございますが、今般の情報開示につきましては、内閣府官民競争入札等監理委員会で定めた「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に従い作成して、開示しています。人員数については、対象となる事務・事業に直接従事する人員（非常勤職員は年間労働日数を年間所定労働日数で除して通年換算）を業務の従事割合により按分して、11.56人と算定していますということでございます。

別紙1につきましては、今回の委託業務では大学校の事務・事業を公共サービス改革基本方針の閣議決定に基づき、研修の企画及び運営に係る業務と施設の維持管理及び運営に係る業務の2つに区分し、それらを入札の対象となる事務・事業として開示しているということです。

別紙2の御意見につきましては、これは全体21名前後と言っておりますけれども、旭川校は全体で22名でございます。この22名のうち、非常勤職員を通年換算しますと18.31人となります。そこから、対象外業務の人員6.75人分ございますのでそれを除きますと11.56人と算出されるということで、内閣府官民競争入札等監理委員会事務局にも確認していただいているものでございます。

次に、整理番号の9番です。現状との変更があるかの確認。コピー機、パソコン等リース料及びコピー代等ということでございますが、来期の旭川校、直方校との変更点はあるかという質問でございます。

これについての考え方でございますが、入札公告時に示す入札仕様書で定めますという考えです。

基本的には現状の形態どおりで変えるつもりがございません。変動が全くないとは言い切れないでしょうけれども、これら細かいことは精査の上、入札仕様書で定めていきますということでございます。

次に、整理番号の10です。提出書類の簡略化を行いたい。現状は、月次報告書類と四半期報告書類の重複書類が多量にあるということでございます。

これについての考え方でございますが、提出書類のうち重複書類については、改善を図り、入札公告時に示す入札仕様書で定めますということです。

四半期の報告書が御意見にありますように2枚で適当かどうかは別にしまして、提出書類のうち重複している書類は改善していく方向でございます。

最後に、整理番号11番です。入札説明書で説明される内容には、配置（勤務）人数・勤務時間等の明記（指示）をされる予定なのか。維持管理業務においてはしばしば低価格での応札等も見

受けられる。応募団体のみに人員や勤務時間等の判断をゆだねるのではなく、一定の業務水準を維持できるよう機構よりも目安となる指標を提示するべきではないかという御意見でございます。

これについての考え方は、実施要項案で定めているとおり、施設の維持管理及び運営に係る業務についての業務内容の詳細は、入札公告時に示す入札仕様書で定めますという回答です。

実施要項案では業務の項目のみを記載しており、それに対する御意見と理解しております。これまで御審議いただきましたように、実施要項案では詳述し切れなかった機構として必要な数量等業務内容の詳細は、入札仕様書で示していく考えでございます。

一方で、施設の有効利用に関する業務などは、入札時に企画提案があれば受け入れていく予定でございますし、先回の委員会での御審議も踏まえまして、利用者に対して満足度調査を行うなどしまして、知見を高めていきたいと考えております。

考え方としては、以上のとおりでございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、稲生委員。

○稲生専門委員 確認ですけれども、大学校外での研修の実施についてということ、結論的にはお考えのとおりでいいのかなということだと思っておりますが、一応、今回の入札は、あくまでも旭川校という場所に注目して、その稼働率を上げるということと、それから、今まで機構さんが取り組んできたこの旭川校での業務をセットにして入札を実施するという理解でよろしいですよ。つまり、業務だけ、あるいは機能だけを發揮すればいいのであれば、必ずしも場所にとらわれなくてもよくて、この御意見にあるようなやり方でもいいのかなと思うので質問をしております。

○吉川部長 施設の稼働率重視ということで考えております。

○稲生専門委員 それから、2点目ですけれども、これも一応確認でございますが、委託費の上限の話でございまして、研修委託費の上限額をお変えになったことについては、恐らくこのコメントをされている方に対して、入札に参入しやすいという観点から増額されたことについては、よろしいのではないかと考えております。

一応、その金額の確認ですが、旭川校の場合が7,200万円ぐらいから1億円超にまで増えているというその根拠は、先ほどのお話では、3年間の実績を勘案したというような話になっていまして、合理的と言え合理的なのですが、本来もう少しコスト面の精査があつてしかなるべき部分かなという感じもするんです。一方で、民間さんのコメント自体が、先ほど疑問が部長さんの方からの説明の中でありましたけれども、民間企業としての社会通念上必要な利益なるものが、果たしてどの程度、例えば何割とか、そこら辺の開示がない中で、これにどう対応していけばいいのか難しいのだというコメントがあつて、それはおっしゃるとおりでございまして、そこら辺、逆に今回のコメントを出してきた方が、どれだけコストがかかったのかという情報を、これは一切やはり取れないものなのではないでしょうか。つまり、合理的な利益というものが、本当は何か議論があつて、それで過去3年間の実績を勘案したような増額をされるのであればいいのかもしれませんが、ややこう何となく3カ年に増やしたというのがちょっと唐突な感じがするというところでございますが、何かそこら辺、もう少しコスト的なことでやり取りができなかったのかなということ、もしよろしければ教えていただければと思うのですが。

○吉川部長 そういう意味では、今回、弊社が市場化テストとしてということが書かれておりま

すので、もうどこが意見を出してきたかはわかるわけですが、この市場化テストの結果では、まさしくこの会社が、収支はある程度均衡を保てたとやっているように、損益としましてある程度の利益を上げているという結果報告を受けております。

ですので、私どもとしては、これで十分ではないかということで今回要項案をつくったわけですが、この上限額を上げることにつきまして、単価が上がるということであれば効率上問題あるかとは思いますが、上限額は過去最大までは枠設定をいたしましょう、ただ、それについて費用対効果を追求していくといったような形であれば効率性は保てるのかなといったようなことで考えまして、今回このような回答案をつくったということでございます。

○稲生専門委員 逆に言うと、1億1,200万円と極端に上がったような感じもするものですから、これは逆に上げ過ぎではないかということで、外部からの批判が出てこないかということもあるのですけれども、そこら辺は大丈夫ですか。つまり、過去3年間の上限値というものが、機構から見て本当に効率的な金額だということで大丈夫かということですが、そこら辺の検証は内部でなされたという理解でよろしいのでしょうか。あくまでもこれは最大でございますので、1億1,200万円払うかどうかは、勿論これは民間の数量効果が出てからでございますので。

○吉川部長 おっしゃるとおり、人日数でもって実績を上げれば実績を上げるほど、金額は払います。ただ、従来の上限額7,200万円ということだと厳しいということであれば、過去3年間の実績の最大限であるところまでは考慮いたしましょうということで、費用対効果の追究といったことで数字的なものを考えました。

○稲生専門委員 申し訳ありませんが、もっと突っ込ませてもらいますと、要は、さっきある程度の利益を上げているというような御報告を受けたということがありまして、ということは、前提となる収入が幾らで費用が幾らでという、その中身まで情報を持っておられるわけですね。そうすると、民間事業者さんからその報告を受けたときに、本当はこれぐらいの利益があつてしかなるべきなんだよ的なことがあつて、それでいろいろ計算した結果出てきたのが1億1,200万円であればいいのですけれども、何となく唐突な感じがするという事なんです。そういう議論をきちんとされた上で、この過去3年まで実績を見る期間を増やして、それで判断された結果1億1,200万円としたのかどうか、お聞きしたいのはそこなんです。

○樫谷主査 その金額は、機構が負担する金額ですよ。受講者が負担する金額はまた別ですよ。

○吉川部長 はい。民間モデル事業での収支とは別次元かとは考えておりますけれども。

○稲生専門委員 まだ、特にそこまではやっておられないということですか。

○吉川部長 私どもとしましては、あくまでも人日数の実績に基づいて金額を支払うということでございますので、そういった中であれば、効率性は追求できるのではないかと考えたということです。

○稲生専門委員 では、以上で結構でございます。

○逢見副主査 原油高騰、物価上昇のケースで、機構の回答としては、事業契約書案のところで対応条項を定めるということですが、これは、特に旭川などは暖房費をどうするかというのが大変大きな問題になってくると思うんです。実施要項の20ページの⑮に契約内容の変更というのがある。そこに、機構及び民間事業者どちらからでも、やむを得ない事由により変更ということが示されることになるのですけれども、ここに物価高騰ということも含まれると考えていいのでしょうか。

○吉川部長 御理解のとおり、含まれるということでございます。

○樫谷主査 そうすると、具体的には情報開示の別紙の28～29ページですよ。ここの実施に要した経費にある程度そういう暖房費が幾らかかかったかが書いていないとわからなくなってしまうのではないですか。そういうことはないですか。暖房費とかそういうその部分、比例にする分とそうでない部分。すべてそうだとするのであれば、それはそうなのかもわかりませんけれども、特に問題ないですかね。いつの時点からどうわかったか、単価か何か書いてあれば、重油がここからここまで上がったということがわかれば、自動的に中身は別として上げる必要があるのですけれどもね。何かそう明確になっていれば別に、争いがないような状況であればいいのですけれども。

○逢見副主査 平成17年、18年の重油は幾らだったというのは多分わかると思います。

○渡邊副主査 その重油の金額が幾らだったかというのは、多分マーケットで調べればわかると思うのですけれども、事業者側が機構からもらわないとわからない情報として、例えば通年でこのぐらいの量が必要でしたとか、そういう情報というのは、やはり出さないと、きっとわからないだろうと思うんです。

何か情報開示のところ、実はちょっと後で御質問しようかと思ったのですが、事業者からの要望で情報開示をもう少し細かくできないかというところに、今ある規定に従ってやってあるのでこれでという御回答をいただいている、確かに企画費が幾らとか、それは現実問題として難しいのではないかと個人的には思っています。ただ、ここで情報開示と言っている趣旨は、事業者が原価計算をしやすくするという目的があるので、何かほかの例に従ってやっていけば同じということでは決してなくて、旭川だったら旭川の特色、今お話があった、それは暖房費かもしれないし、あるいは台風で直撃されるようなところであれば、台風で通年このぐらいの施設の維持費がかかるとか、何かそういう、より多い情報を出していけないという趣旨ではないので、究極の目標である原価計算を事業者ができるようにという観点から出してあげるべき情報というのは、もうちょっとあるのではないかと思っていたので、そういう観点で、何かもうちょっとアイテムを上げて、これについては量が幾らとか出してあげていただきたいと思ったのですが。

○稲生専門委員 ここは逆に当委員会の権限の話になるかもしれないと、指針の範囲で開示を求めるといふことしかできないのか、あるいはそれを超えて、実は私もそこが問題だと思っています、そこは逆に、これはどこに質問していいかわからないので事務局に質問するんですが、指針はあくまでも指針であって、ベースラインであって、具体的なことを委員の方から要望してもいいのかどうかということ、どうなのでしょう。

○徳山企画官 そこはケース・バイ・ケースということだと思うのですけれども、実施要項の情報開示としてはこれぐらいということで、一応指針というのは、その際考えてつくったものですので、求められる情報がそれに値するものなのかどうかという視点で、やはりケース・バイ・ケースに考えていく必要があるのではないかと。

○樫谷主査 だから、重油費とかそういうものの比率がどの程度占めているのかなんです。ごくわずかだったら、それが倍になっても知れているわけですよ。ところが、かなり占めるというのであれば、それは吸収できるかできないという問題がまずありますよね。

○徳山企画官 機構において、例えば、説明会では更に詳しい情報を出していくということをお約束いただければいいのかもしれないし、すべてを実施要項に掲載すべしというスタンスで臨む必要もないかと考えますが。

○樫谷主査 例えば、重油費というものに500万円かかるとしたときに、それは単価と数量から成り立っているわけですね。稼働がどんどん上がっていけば、通常、数量は増えていきますけれども単価は変わりませんね。勿論、稼働が上がっていけば収入も増えますから、それは問題ないわけですね。ただ、稼働は同じで単価だけが上がってしまったというときに、ですから、総額が上がる理由は、単価だけが上がる場合と、単価も数量も上がる場合と、数量だけが上がる場合がある。数量だけ上がる場合は、これは数量効果を何か別の、無駄に使っているか、あるいはもっと、稼働が多くなったので燃焼時間が多くなったとか、暖房時間が多くなったとかという理由です。それはそれでいいと思うのですが、基本的には単価の話ですよ。それは食糧費でも、人数が例えば100人来たのと200人来たでは増えるのは当たり前ですよ。額としてはですね。

○徳山企画官 いかがでしょうか、機構の方で、重油のことまでは今回具体的に書いていないですけれども、説明会でそこまでの質問があるということであれば、対応していただくということではいかがなものごさいますでしょうか。

○吉川部長 機構としましては、説明会ですとか、または仕様書の中で重油の使用量を求められれば、これは開示をしていく所存でございます。

○樫谷主査 そうですね、まず見積もりに当たって必要な情報は、全部開示できるかどうかわかりませんが、必要な情報は機構と協議しながら開示するとか、何かそういうことがちょっと必要かもわかりませんね。こういう変動条項がある場合は特にそうですね。

○徳山企画官 最後にその点を含めてコメントいただければいいのではないかと思います。

○樫谷主査 ほかに何かございますか。

○逢見副主査 中小企業以外のところの扱いについてですが、基本的には中小企業が対象だということですね。それで、中小企業の定義というのは、多分、中小企業基本法で定義に基づいて、資本金と従業員数ですか、これでやっていると思うのですが、北海道の場合、第1次産業も多いと思うのですが、農事組合法人とか、そういうところで食品の製造をやっているところがありますよね。こういうところは、どの辺までが中小企業としてカバーされるのですか。

○吉川部長 法律に基づいて判断することになりますので、やはり資本金、従業員ということになります。

○樫谷主査 例えば、やっていらっしゃって、どこまでが1次産業か微妙なところがありまして、受託業者は、きちんと判断できるんですかね。また、人数の中に、例えば何人かそういう方からいらっしゃったという場合は、本来、お断りすることになるわけですか。

○吉川部長 法律を厳密に適用するというのであれば、そうなります。

○樫谷主査 そうすると、ある程度中小企業の定義を明確にしないと。今までやっていらっしゃった方はある程度はおわかりなのでしょうけれども、そうではない方は、ある意味では判断に迷うというんですかね。たくさん応募していただくことはいいことなので、あちこちに声かけますよね。実際、余り混乱せずにできるようなものなのですか。

○吉川部長 研修の内容にもよるかとは考えますけれども。

要項の46ページに上がっておりますけれども、「この法律において『中小企業者』とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。」と。ここに合致するものであれば問題ないということでございます。

それと、農業に関しましてでございますが、47ページの2の二でございますけれども、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会といったような、これは漁業でございますが、こう

いったような形で、1次産業に従事する方々も受け入れることができるように書かれております。

○樫谷主査 ということは、基本的にはほとんど受け入れられるということですね。テーマが、農産物の育て方というのはだめだけれども、経営の話だったら大丈夫だということですか。そういうようなことですかね。

○渡邊副主査 今の関係で、ちょっとテクニカルなことで恐縮ですけれども、要項の中に、ここにいう中小企業者とは法何条にいう中小企業者をいうとか、定義は入っていますか。

○徳山企画官 それは、要項には引用なりはされていないと思うのですけれども。

○渡邊副主査 済みません、本当に検証不足の状態ですけれども、後で実績の評価とかにかかわってくる対象者が何かというお話であれば、テクニカルなところで恐縮ですが、もう、法何条にいう中小企業者をいうとか、あるいは注釈として、一般的に法何条にいうと言われても疑問が残る、疑義が残るようなところであれば、どこかに定義規定を入れるとか、少し工夫していただいて、今のような質問をそもそも回避できるような工夫を事務局の方と話していただけたらといいのではないのでしょうか。

○吉川部長 これに関しましては、要項の5ページの(8)②に受講対象者というものが載っておりまして、「受講対象者は、機構法第2条第1項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第1条の『中小企業者の範囲』に限定されている中小企業者及びその従業員とする」ということが記載されております。

○渡邊副主査 逆に言うと、ここだけ入れておけば、あとはもう中小企業者とほかで出てきても構わないということですか。

○樫谷主査 このA-①の資料だと、大企業はわかるのですけれども、関係機関とか組合、第1次産業者などと書いてあったので、これはだめなのかと思ってしまったのですが。

○逢見副主査 組合とか第1次産業者も。

○樫谷主査 テーマによっては構わないということですね。

○逢見副主査 そうすると、この回答ですと、対象は民間事業者自らの企画で実施できるという回答ですけれども、むしろ、第1次産業者でもこれに当てはまればいいと書いた方がいいのではないですか。

○吉川部長 要項の46ページ、47ページに書かれているものであれば受け入れ可能でございますので、では、これは表現の仕方を工夫させていただくということで対応させていただきます。

○樫谷主査 幅広くできるようにはなっているということですね。目的が、どちらかというとマネジメント系ですものね。

いかがでしょうか。

それから、今の整理番号の2の方ですが、営利目的ということで一応基準を決めますという話ですが、協議をするということになっていますよね。協議というのは事前協議なのですか。事前になりますよね。オーケーと言ってしまった後にだめだというわけにいきませんから事前協議になります。一々協議をしなければいけないようなもの、微妙なものはそうなのでしょうけれども、そんなものが結構あるのですか。できれば、この利用基準を明確にしておいてもらえれば、事前協議なく、何かあったときには確かに、微妙なときには事前相談ということでもいいと思うのですが、基本的には何か協議する必要はないのではないかと気がするのですけれどもね。基準の書き方次第ですが。

○吉川部長 そういう意味では、利用許可の基準を、営利を目的としたものにつきましては事前

に機構に照会し協議するものとするということで、やはり営利を目的とするということでありまして、何かの即売会ですとか、場合によっては悪徳商法のようなものに利用されるリスクもございますので、事前に協議をしていただく必要があるだろうと考えております。

○榎谷主査 ただ、そういうものは事前に協議してわかるものですか。わかったら断りますよね。その辺が微妙なところがあるのですね。だから、むしろそれは明確に書いておいていただいた方がいいと思います。そういうところはですね。協議であろうとなかろうと事前に明確にしておいていただいたらいいと思いますが。また、それをもって、この業者の方を断れますよね。そうでないと断れないかもわからないのですね。

○吉川部長 そういう意味では、事前協議といったようなものを明記しておきたいと考えております。

○榎谷主査 あとはいかがですか。これぐらいですかね。事務局、何かございますか。よろしいですか。

それでは、これで一応議了ということによろしいですか。特に修正点は今回はないということによろしいですね。何かありましたか。

○事務局 若干、第1次産業者の件をちょっと整理していただきたいと思っています。

○榎谷主査 その部分ですよ。それもちょっと整理していただかなければいけないということですね。

○吉川部長 それでは、パブリックコメントの回答につきましては、内容をもう少しわかりやすいように修正させていただきます。

○榎谷主査 それでは、本件は、一応議了としたいと思いますけれども、確認の意味を込めて、ちょっと私の方からコメントさせていただきたいと思います。

施設の維持管理業務の要求水準の設定についてでございますが、今回の実施要項（案）では、施設の維持管理についての要求水準が設定されていません。今後、利用者向けにアンケート調査などを行っていただき、経験を積むなどして、次回以降、施設の維持管理業務についても要求水準を設定し、それをもってモニタリングができるように検討していただきたいというのが、まず1点でございます。

2点目は、研修業務と施設管理業務の配点についてでございますが、研修業務と施設管理業務の配点の比率が9対1とされておりますが、今回の事業の実施状況を見た上で、次回以降、必要に応じて配点の比率を見直すなどの検討を行っていただきたいということでもあります。

それから、今、3番目は、先ほどの定義、あるいは基準とか、そういうものを明確にさせていただきたいということの3点でございます。

以上です。

○徳山企画官 3点といたしますのは。

○榎谷主査 今の中小企業の定義をしっかりとるか、わかるようにするか、あるいは今の基準をつくるときに、できるだけわかりやすい基準をつくるのかですね。

○徳山企画官 使用許可の話でございますね。

○榎谷主査 使用許可などの話ですよ。

○徳山企画官 それと施設の維持管理の関係の情報ですか、説明会などでより詳しい情報を、参加希望者からの要望に応じてきめ細かに情報開示をしていただくという点も含めてよろしいでしょうか。

○榎谷主査 そうですね。

それから、実施要項に記載しないとしても、重油の件といった見積もりに必要な情報については、説明会などを通じて情報開示していただくということについてもお願いしたいということですかね。

○渡邊副主査 今、何か事務局の御説明が、質問を受けたら返せばいいというようなまとめのよう受け止めたのですけれども、重油みたいな、機構は把握しているけれども民間事業者が把握していない可能性のある事項については、それがその地域で重要であれば、もう積極的に開示していただくぐらいにお願いしたいと申し上げたつもりです。要するに重要なファクトで。

○徳山企画官 つまり見積もりを行うに当たって重要と考え得る、特にその地域で重要だという情報を開示するということですね。

○渡邊副主査 原価計算に重要な事項であって、今まで実際に事業を行ってこられた機構はよくわかっておられるかもしれませんが、もしかすると民間事業者、初めてやる民間事業者からすると、見落としている可能性というのがあるので、そういうものについては、そもそも質問が出ない可能性があるわけで、質問があったら教えてくださいと申し上げているつもりではなくて、そういう事項については、やはり積極的にお願いしたいと申し上げたつもりだったので。

○徳山企画官 根拠のある入札金額を入れてもらうには、事前にそういう情報を積極的に出していくことが必要というような観点でございますね。

○榎谷主査 そうですね。物価変動条項を入れるようなものについては特に必要ですよ。

今、申し上げたようなことでよろしゅうございますでしょうか。

○吉川部長 了承いたしました。対応するようにいたします。

○榎谷主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで4回の審議を行いましたけれども、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○榎谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本日は、ありがとうございました。

ここで、若干休憩をとりたいと思っております。5分間だけですけれども、よろしくお願ひいたします。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構退室）

（休 憩）

（独立行政法人環境再生保全機構入室）

○榎谷主査 それでは、審議を再開したいと思います。

続きまして、「公害健康被害補償業務の徴収業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思っております。

本日は、独立行政法人環境再生保全機構補償業務部、折田部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、15分ぐらいで御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○折田部長 環境再生保全機構でございます。

前回の小委員会を踏まえまして、その後、事務局の方から先生方からの指摘事項という形で意見を承っておりますので、それらに対する回答という形で御説明したいと思っております。

配付されております資料のB-③を見ていただきたいと思っております。

指摘事項は9点ございますけれども、時間が限られておりますので、先生方から指摘された意見に対して、修正等をやっている部分は説明を省略させていただいて、説明を要するところだけポイントを押さえて説明したいと思っております。

まず、1点目の指摘でございますけれども、全国各地での説明会の開催や窓口を求めるのは問題であると。相談窓口が1カ所の場合には、そのような提案があった場合にはどうするのかという指摘を受けております。

回答のところを見ていただきたいと思っております、1.（1）から（2）、全国で開催する説明会の必要性を書いておられますが、要約いたしますと、納付義務者、それから徴収を担当しております機構にとって、説明会は重要な意味があると考えております。納付義務者にとりましては、申告は自主的な自主申告でございますので、説明会が申告納付の手続きの開始の合図になっていると考えています。一方、機構にとりましては、説明会での積極的な働きかけを通じまして、納付義務者に対して申告納付をしなければならないという責任を醸成させるのに一役買っていると考えております。全国で説明会を開催しているということで、これまでの高い申告書の提出率を維持してきているものと考えております。

全国各地における説明会・相談窓口を設置することで、特定の団体だけとなるというような懸念もされておりますけれども、我々といしましては、そうならないように、全国にネットワークを有している団体・企業に、先月の上旬から民間競争入札の実施の案内等を出してございまして、関心を持っていただくように努力しているところであります。機構といしましては、可能な限り多数の民間事業者が入札に参加していただくことを期待しております。

御指摘の後段部分の相談窓口の数につきましては、全く設置しないというのは、入札対象の業務の中に窓口の開設を求めておりますので、そういう場合には不採用と考えております。また、1カ所みのケースにつきましては、1カ所でも、我々が求めております質を十分担保できるような提案内容であればオーケーだと考えております。

受付窓口につきましても、相談窓口と同様な考え方を持っております。ただ、実施要項上は何も触れておりませんので、そこは明確になるように、今回、条文の修正をしております。それは後ほど、どの部分を修正したかは御説明したいと思っております。

2点目の指摘は、減額措置が厳しいのではないかとということで、例示的に95.9%という例示を出されてございまして、御指摘のとおり、こういう場合は、大きくなるということで不合理と考えております。4ページ目の1.のところで、修正案ということで小数点第1位までの形で修正させていただきたいと考えております。こういう形になりますと、例示されました95.9%は、減額が0.2%相当ということになりまして緩和されるものと考えております。

後半の部分の減額の算出根拠でございますけれども、これにつきましては、申告書の提出率1%が申告件数86件、これは86件が200万円に相当しますので、200万円が委託額の何%に相当す

るかということで、委託額が合計2億円でございますので1%に相当するということになります。これが基本でありますけれども、やはり提出率が1%減と5%減とでは、督励の努力を同じように評価するのは不公平ということになりますので、提出率の低い場合には、累進的に大きく減額する方向で算定式を考えております。

私どもの算定式では2倍という形でやっておりますけれども、累進的に減額する方法には、差の2乗、3乗、4乗で減額する方法や、それから2倍、3倍、4倍というようなやり方があるのですが、余り厳しくやりますと手を上げてくる者がいなくなるということで、そのところは、一番厳しくない2倍という形の算定式にしております。

3点目の指摘のところでございますけれども、「懲慥」という言葉を平易な言葉に言いかえるべきであるということですが、当方でも検討しまして、「催促」とか「勧誘」とかいろいろな言葉を検討しましたが、やはりぴったりするような言葉がなかなか見つけれないということで、このところは、できれば「懲慥」という言葉を使わせていただきたいと考えております。

指摘の4番目は省略いたします。

それから、指摘の5番目でございますけれども、9の(3)の⑩のところが契約の解除のところでございまして、これに関しまして、いろいろな意味で明確性を欠いておる、内容的にもウに包含されているのでコの部分削除すべきだという御指摘であります。

いろいろな意味で明確性を欠いているということで、何点か質問事項があります。1点目が、改善とは何ぞやということです。申告書の提出率が低下しますと未申告の件数が増えます。当然ながら未申告者に対する督励業務が発生いたしますので、改善とはその未申告事業所の解消を指しております。また、業務量を定量的にはかることができるかということですが、業務量につきましては、督励業務の量でございますので、未申告の件数によって定量的に判断できると考えております。

著しいとはどの程度かということでございますけれども、委託先から未申告案件を引き継いで機構の方で督励を行いまして、それに応じた件数が平均的に70件程度でございますので、提出率1%減に対して同等ということで、単純に、提出率が3%減の場合には業務量が3倍に増えるということで、3%減を超える場合には業務量が著しく増大していると考えております。

コを削除してウで読み込むことはできるかという点でございますけれども、なかなか難しいと考えております。ウの方は、あくまでも委託業務の実施が不十分という理由で契約の解除を行っておりますので、業務量増大を理由に契約を解除するのは拡大解釈であるというような反論をされるおそれがあると考えております。また、機構は現在、事業の効率化・簡潔化を求められておりまして、そのために努力をしているところでありますけれども、業務の増大が見込まれる事態が想定されているにもかかわらず、何ら対応措置とか担保措置を講じないということは、国民に対しても説明ができないということで、このところは明記することが望ましいと考えております。

指摘6以降は、修正どおりでありますので省略させていただきます。

御指摘を踏まえて、どういうところが実施要項上修正したかということでありまして、資料B-②のところを見ていただきたいと思います。

まず、2ページ目の④のところが、「受付窓口」を明記的に書いております。

それから、同じページの⑦で「未申告事業所一覧」のところを削除しておりますけれども、このところは、委託事業実績書の中に未申告事業所一覧と同様の内容を記入するものがございま

したので、そのところは書類がダブりますので削除しております。

それから、3ページ目の(3)の②の質のところ、「受付窓口」のところを追加しております。

それから、(4)の②が、減額率の緩和措置として数値の変更を行っております。

それから、飛んでいただきまして8ページ、(2)②のところ丸ごと削除しておりますけれども、これは、個人情報 を適正に管理するために必要な措置ということで、①と同様のことを書いておりますので、ここの部分もダブっているということで削除させていただいております。

それから、11ページ目のところ、11.の(1)、前回御説明しましたとおり、「7月14日」ではなくて「6月30日」という訂正になっております。

大分駆け足での説明になりましたけれども、説明は以上であります。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、何か御意見、御質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。稲生委員どうぞ。

○稲生専門委員 説明会の開催についてでございますが、各都道府県少なくとも1回は説明会を開催するという点については堅持されているとなっております、少なくとも1回というものの読み方ですけれども、これは多ければ多いほどいいということで、民間の方で競争していただく中で、これはやはりプラス評価するような形になりますでしょうか。開催件数が多いとか、開催地点が多いとかといったようなことがプラスに評価されて、何か結果に影響するような形になるのか、あるいは少なくとも1回あれば、あとはニュートラルの判断をされるということなのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○折田部長 現状ですと、4月の頭から半月にかけて全国をやっておりますので、なかなか2回、3回というのは大変厳しいものがあると考えておりますので、我々としては、1回以上というのが堅持されておれば、それでよしと考えております。

○稲生専門委員 実は、お聞きしたいのが、実施要項の3ページ目の(3)の①に説明会の開催の記載がございまして、これを読むと、「事業所の地域的分布状況及び事業所の交通手段の利便性等を考慮して」とかなり書き込んでおられて、「開催案内を行い」、そのすぐ後に「都道府県ごとに少なくとも1回」という記載ではやはりまずいのでしょうか。あくまでも地域的分布状況を勘案するとなると、結局、都道府県ごとに1回ではなくて、例えば北海道であれば回数を増やすとか、いろいろな配慮が読めるのですけれども、やはりそういうことを入札する側にも求めたいという趣旨でしょうか。

○折田部長 先ほど都道府県の1回というのは堅持と言いましたけれども、やはり都道府県ごとに事業所の密度が変わってきますので、そのところは、分布状況に応じた形での開催の方が望ましいと考えております。

交通手段の利便性というところは、やはり納付義務者の方に1泊して説明会に来ていただくとか、そういうような、なかなか参加しづらいような形ではまずいのかなということで、あえて「利便性」という形で表現させていただきました。

○稲生専門委員 わかりました。事業者からすれば厳しいのかなという感じがしたものですから、そういう質問をさせていただきました。

それから、もう1点、(3)の②ですけれども、同じページですが、今度は「及び受付窓口」となっております、要は相談窓口、それから受付窓口の2つをある意味では最低限設けなくては

いけないということで、単純に考えると、兼職がもし認められないのであれば2人配置せよと読めなくもないのですけれども、そこら辺はどんなイメージでこの窓口をとらえておられるのかお聞きできれば。つまり、相談窓口兼受付窓口でもいいのかどうかということですのでけれども。むしろ前よりやや厳しくなったなということなのですが。

○栗山課長 一緒です。相談窓口も受付窓口も同じところで1人の担当者の方で結構です。ただ、形式的に、申告書の内容について相談をすとか、申告書を受理すとか、そういった業務を行っていただくという窓口ですので、例えば1人がそのところにいらっしゃれば、それで対応は可能だと思います。

○稲生専門委員 であれば、ちょっと重たくなったなという感じもするので、説明会でいただくかもしれませんが、もし可能であれば、どこかに「両者を兼ねることができる」とか何か一文入った方が、より負担感が少ないかと思っております。これは、ただの意見でございます。

○樫谷主査 何か先生ございますか。

○渡邊副主査 済みません、若干形式的なコメントと実質的なコメントと両方含まれているのですが、契約の解除のところ、ウで「契約に沿った委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき」、エで「ウに掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき」、コで「96%未満であったことにより、機構がその改善のために講じることになる業務量が著しく増大した場合」と3つ上げられておまして、コについては、先ほど、指摘に対する回答ということで御説明いただいたので何を言っておられるのかは理解したつもりですが、やはり何かウとコの関係が、まず、コはウではカバーされないというお話ですが、あるいは十分ではないという御説明で、別にそこで細かいこと申し上げるつもりはないのですが、ただ、多分、契約に沿った委託業務を実施できなかった場合というのは、まさにコに書いてあることのような場合はウに含まれることなのかなと思うんですね。

そうすると、ではコの、今いろいろ御説明はいただいたのですが、端的に結論のところを理解するに、要するに93%を切るようだったらとんでもない、契約の趣旨に従ったとはとても言えないという非常にストレートな結論かと考えるんですね。そうだとすると、93%に満たない場合には解除することができるというストレートなことではなぜいけないのかというか、逆にその方が、聞く側からも、民間事業者側からも、基準は明確ですし、解除する場合の機構側の負担からいっても、著しくというのを立証する責任もなくなりますから多分その方がいいのかなと、ちょっと今の御説明を聞いて思った次第なんですね。

もう一つ申し上げますと、そういう意味では、ウとコの間関係を明らかにするという観点からは、多分93%未満であれば解除できる。その他契約の本旨に従った委託業務を実施しなかった場合に解除できる。3番目が、契約の本旨とまでは言えないけれども、定められた事項について重大な違反があったときというのが、きっと今お考えの解除原因の構造なのかなと理解したのですが、そういう意味では、ちょっとそこを整理していただくと、解除する場合というのが民間事業者側から見ても明確になりますし、実際に解除しようと思った場合の機構の負担という点からすると結構クリアになるのかなと思ったので、ちょっと今、コメントという形で言わせていただきました。

○樫谷主査 よろしいですか、それについて何かございますか。

○折田部長 我々が特にコの条項を追加したいというのは、やはり明らかに我々の業務量が増加するというので、我々は独立行政法人ですので、当然ながら、業務の簡素化・効率化をどんど

んやっっていかなければいけないのですけれども、それに対して、明らかに想定されることに対して何らかの措置を講じないのはまずいという思いがありまして、こういうような条項をつけたいというのがあります。明らかに整理がされていないということであれば、検討の余地があるとは思いますが、思いますけれども。

○渡邊副主査 そうすると、逆に93%を割っても、解除しないで任せておくということをお考えだということですか。

○折田部長 一つの目安としては、3%だと業務量が3倍になるということですので、それが一つの目安かと思えますけれども、一方、申告の電子化等も進めておりますので、そちらの方で、ふたを開けたら3%であっても、現時点で想定している以上の業務量の増加にならなかった場合には解除までは至らないというケースも出てくると思います。現時点でどの程度の目安を持っているかという御指摘に対しては、現在のところ、このようなことを想定しておりますという回答であります。

○栗山課長 よろしいでしょうか。今、納付義務者の方々からは、機構の公健法に対しまして信頼していただいているということで御申告をいただいているのですが、例えば、委託の中で納付義務者とこじれたような場合は、もう機構がそこの中に入って行って申告督促を行ったとしても、社長が一回、もう払わないという方針が固まってしまいますと、今度、督促そのものも非常に難しくなる場合もございますので、それでそういったコの内容を付け加えさせていただいている。

○渡邊副主査 済みません、思いと言われると何かもう何も言えなくなるのですけれども、こういう契約の世界とか実施要項の世界は、思いではなくて、解除する要件が整うか整わないかで、整ったときに、それでもまだ機構側でむしろ続けてほしいと思うような事態があるかどうかで、そういう場合がどうなのか、そういう話だと思うんですね。

最後のウとコの場合が重複するかどうかという点から申し上げると、何か「契約に沿った委託業務」と書かれるとすると、これを多分法律用語で読み替えば「契約の本旨に従った履行を行うか行わないか」ということになると思うのですけれども、そうだとするとコが含まれるのは明らかで、そこは思いとはちょっと別に、要件の内容とは別に、論理的に契約として含まれるか含まれないかという観点から一度事務局と詰めていただいて、書き方はちょっとお考えいただいた方がいいと思うんですね。

そういう書き方は別として、今のコのところ、改善のための措置を講じることになる云々というところですが、普通の契約の解除条項であれば、まず解除を促し、改善なら改善、例えば違反状態の注意を促して、3カ月の間改善できなかった場合には解除することができるのか、そういう形で外形的に明らかにしていけないと、実際に解除しようと思う機構側もきっと大変でしょうし、解除されるかどうかわからない民間事業者側も多分、予測という面で大変で、そういう意味で、普通の契約の解除条件というのは、先ほど申し上げたようなある程度定型化したものとか、あるいは著しくとか重大な違反と書く場合も、ある程度どういうものが重要なのかというのがわかった上で初めてワークする規定だと思うんですね。

そういう意味では、上で重大なというのをいれるかどうかの区別と、下で著しくとか、多分いろいろな基準が入り込むことによって、民間事業者が、もう一体どこまで自分が解除されるようなレベルになりということがわからないというのもあると思いますし、実際に解除しようと思ったときの機構側の負担を考えても、もう少し形式的な、これを満たせば、逆に言うとそこを立証できれば切れるというようなところまでお考えいただいて、もうちょっとやはり詰めていただ

いた方がよくて、繰り返しになって申しわけありませんが、思いというよりは、そこは、契約を考えられるときは、どういう場合は切らなければならないのか、切りたいのかという、多分そこをもう少し詰めていただく方が、このコのところとかは、恐らくウ、エも含めて整理できるのではないかと思います。

○折田部長 質問ですけれども、コのところは、具体的な提出率が何%以下の場合には解除できるという方が、後々、著しいとはどういうものか説明しなくても済むから、具体的な数値の方がベターだということでしょうか。

○渡邊副主査 勿論それだけではなくてはいけないということではないのですけれども、多分、事業者側から見ると、93%というのが一つ、これ以上もたもたしてられない数字としてはすごく明確になりますし、機構側としても、93%未満で手助けしなくていいという場合があるのだったら別ですが、何かさっきの御説明ですと、もう相当クルーシャルな状態になるという御説明だったので、それを考えると、いろいろな要件を付加するよりは、もうこれ以上は、本当にぎりぎりのラインだということを書いておかれた方が、双方にとって明確なのかなと今の御説明を伺って単純に思ってしまったんですね。

もし、そうではなくて、93%を切っても、もっとやはりそこに頑張ってもらいたいような事情があるときとか、あるいは93という数字が物すごくぶれる可能性がある、今は93ですけれども、もしかしたら、半年ぐらいたってみたら実は94になるのか92になるのかという、むしろその93という数字を明確にしない方がいいような事情が民間事業者側にも機構側にもあるのであれば、余り93と書き切ってしまう方が、逆に要項として示す内容としてはいいのかなという考慮はあると思うんですね。多分そこは、理屈の上でどうかというよりも、どの程度の実事を踏まえて判断するのがいいのかということになるかと思うのですけれども。

○徳山企画官 あるいは、何件という形でも示されてはいますので、パーセントではなくて、未申告書が何件の場合とか、そういう示し方もあるかと思うのですけれども。

○折田部長 貴重な御意見を賜りましたので、書きぶりにつきましては、もう少し検討させていただきますと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。

○渡邊副主査 ちょっとこだわるようですけれども、多分、改善のために講じることとなる業務量という、やはり予測が結構難しい。それで、そこにまた著しくと加わることによって、双方、具体的な場面に遭遇したときに結構厳しいのではないかという気がちょっとするものですから、くどいようですが、できるだけ外形的な、例えば、これこれこういう注意を求めて、あるいは注意を求めて、このぐらゐの期間に改善されなかったとか、ちょっと何か普通の契約と比べていただいて、お互いに予測可能性と後でトラブルになる立証がどうか、そういうものを回避するという、ちょっと視点を変えて御検討いただくと、違う書きぶりも案も浮かんでこられるのかなと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。では、事務局とその辺は一応調整していただくということで。

○徳山企画官 はい、わかりました。

○樫谷主査 あと、申告書の提出は、これは義務ですね。

○栗山課長 義務です。ある一定規模と、ボイラーの大きさでその他地域で10,000 $\text{m}^3\text{N/h}$ とか、指定地域で5,000 $\text{m}^3\text{N/h}$ とか言っていますが、該当するようになったら納付義務が発生するという形になります。

○**榎谷主査** なるほど。ということは、義務が発生して、それは申告しなければいけないわけですね。それ以外の人は申告する必要はないわけですね。

○**栗山課長** そうです。

○**榎谷主査** これ何か変な話、「懲憑」という言葉ですけれども、説得し、諭し、申告するというと、何だかお願いしているような感じがあるのですね。だから、義務だったら「督促」でいいのではないかと。催促とか。それは違うのですか。

○**栗山課長** やはり、さっきちょっとお話ししたように、こじれまして、社長さんが「もう賦課金を払わない」というようなことがあったとしても、私ども機構といたしましては、公平性を保っていかないといけない。そうしませんと、1カ所がそこでこけてしまいますと、ほかに波及していつてしまうことにつながっていきますので、そこら辺は丁寧に説明をしていきたいと思っています。

○**榎谷主査** 勿論、できるだけ公権力でうわっとやるのではなくて、ただ、私は会計士ですので税務をやっております。税務の申告をするときに、やはり調査に行くと、申告しなければ強制的に課税されるわけですね。だから、税務の方から言うと、お願いしてやってもらうという、税務署の方からお願いしてやってもらうのではなくて、あんたたちの義務だから、だめだったら課税するよとしてくるわけですね。

これは、調査をするというのはあるのですか。

○**栗山課長** 法律上に、機構には調査権限は与えられていませんが、事業所の協力をいただきながら調査はさせていただいています。要するに、申告書が正しいかどうか内容を、協力いただきながら見させていただいております。

○**榎谷主査** ということは、それは国税のやり方とはちょっと違うということですか。

○**栗山課長** そうですね、反面調査だとかそういったことはできないですね。

○**榎谷主査** できないんですか。やるとしたら環境省がやるわけですか。

○**折田部長** 立入検査があるのは環境省。

○**榎谷主査** 環境省が。では、機構としては、そういう情報を例えば環境省に上げて、環境省の方が必要と認めたときには立入検査をするということになるのですか。そうでないと、何か形式チェックだけをしているようなイメージがあるのですけれども。ちょっとイメージがわからないのですね。我々は、税務の申告をイメージするので違うのかもわかりませんが。

○**栗山課長** 形式チェックではなくて、原紙帳票を見せていただいていますので、形式チェックではございません。

○**榎谷主査** それは、原紙帳票を添付して申告するのですか。

○**栗山課長** いや、添付しなくても、現場に行くと原紙帳票を、例えば測定の記録とか、排ガス測定をしていますので、そういった測定記録といったものを見せていただいて、その申告が正しいかどうかをチェックさせていただいている。

○**榎谷主査** 任意の税務調査みたいなものということですね。査察ではなくてですね。

○**栗山課長** はい、そうです。

○**榎谷主査** それで、査察するのは環境省でやる、こういうことですね。表現が余りよくないかもわかりませんが。そういう意味では、機構はお願いするというレベルでやっているということですね。

○**栗山課長** そうですね。

○**樫谷主査** わかりました。

○**栗山課長** 今まで事業所の方も協力していただいていますので。

○**樫谷主査** よろしいでしょうか。何かありますか。

○**事務局** それでは、事務局と機構との間で必要な調整を行いまして、その後、意見募集、パブリックコメントの手続に進んでいってはどうかと思っております。

○**樫谷主査** わかりました。

それでは、時間となりましたので、本日はこれでおしまいとさせていただきたいと思っておりますけれども、機構におかれましては、本日の審議を踏まえまして、実施要項（案）の修正、これは今の渡邊先生のおっしゃっていた件、それを修正していただくということで、事務局と調整の上、実施要項（案）の公表と意見募集を実施していただきたいと思います。

また、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思っておりますので、今後、実施していただく意見募集の結果なども踏まえまして、引き続き検討をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局までお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了したいと思います。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。

本日は、ありがとうございました。

（終 了）